

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表
若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181
式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004

FAX 04992(5)1304 e-mail:kouhou@nijima.com
FAX 04992(5)1572 e-mail:wakagou@nijima.com
FAX 04992(7)0439 e-mail:shikinejima@nijima.com



にいじま

2019

12月号



第32回

新島国際ガラスアートフェスティバル

新島村の財政公表	2
年末年始カレンダー	7
できごと	8
おしらせ	10
さわやか健康センターだより	11

新島村の世帯と人口

世帯数	1,383 (-3)	出生	4
村人口	2,701 (-4)	死亡	8
本村地区	1,865 (-5)	転入	3
式根島地区	530 (2)	転出	3
若郷地区	306 (-1)	その他	0
令和元年11月1日現在(カッコ)内は前月比			

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使道などを平成30年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を令和元年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせ

表1：平成30年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 45億9,699万1千円

自主財源 8億6808万1千円 18.9%	村税	3億3,024万7千円	7.2%
	財産収入	5,067万7千円	1.1%
	使用料・手数料	6,253万2千円	1.4%
	負担金・分担金	1,710万6千円	0.4%
	寄付金	25万円	0.0%
	繰入金	1億9,590万3千円	4.3%
	繰越金	2億1,136万6千円	4.6%
依存財源 37億2891万円 81.1%	国庫支出金	5,659万4千円	1.2%
	地方交付税	13億9,953万2千円	30.4%
	地方特例交付税	79万9千円	0.0%
	都支出金	17億0,146万円	37.0%
	村債	3億7,022万6千円	8.0%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	2億0,029万9千円	4.4%

30年度の決算状況は表1と表7、令和元年度上半期の予算状況は表8と表11のとおりです。

1. 決算とは？

決算・予算・会計について

表2：平成30年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 44億6,145万2千円

義務的経費 9億5745万5千円 21.5%	人件費	6億3,187万5千円	14.2%
	扶助費	7,396万5千円	1.7%
	公債費	2億5,161万5千円	5.6%
投資的経費 15億1280万6千円 33.9%	普通建設事業費	15億1,280万6千円	33.9%
その他経費 19億9119万1千円 44.6%	物件費	9億0,643万4千円	20.3%
	維持補修経費	1億3,064万7千円	2.9%
	補助費など	3億2,166万5千円	7.2%
	積立金	1億2,437万5千円	2.8%
	投資・出資金	0	0.0%
	貸付金	2,156万円	0.5%
	繰出金	4億8,651万円	10.9%

村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を一年間の収入と支出、これにともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？

予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てること。また、この内容をいいます。新島村では広報にいます。5月号

で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方

村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に出入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると考えてください。

▼1つめの財布『一般会計』
福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。平成30年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼2つめの財布『特別会計』
特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には10の特別会計があります。平成30年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

歳入・歳出について

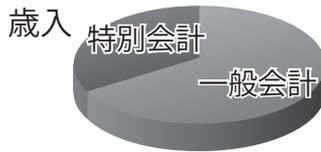
1. 一般会計・歳入（収入）
歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

▼自主財源
村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

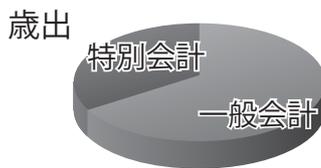
▼依存財源
国や都から使道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

▼一般財源
使道が特定されないお金をいいます。依存財源の

会計別決算状況



一般会計
45億9,699万1千円
特別会計
21億9,338万4千円
歳入総額
67億9,037万5千円



一般会計
44億6,145万2千円
特別会計
21億6,384万円
歳出総額
66億2,529万2千円

表3：特別会計の種類と平成30年度特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）	21億9,338万4千円
歳出（支出）	21億6,384万円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	9,785万7千円	9,785万7千円	0
2. 簡易水道事業	2億8,004万7千円	2億6,838万4千円	1,166万3千円
3. と畜場事業	0	0	0
4. 国民健康保険診療所事業	3億9,951万6千円	3億9,951万6千円	0
5. 国民健康保険事業	5億5,767万9千円	5億4,647万1千円	1,120万8千円
6. 後期高齢者医療事業	8,702万8千円	8,564万円	138万8千円
7. 下水道事業	3億2,404万3千円	3億2,404万3千円	0
8. 温泉ロッジ事業	1,651万8千円	1,651万8千円	0
9. 介護保険事業	4億2,881万6千円	4億2,541万1千円	340万5千円
10. 災害援護資金貸付事業	188万円	0	188万円
合計	21億9,338万4千円	21億6,384万円	2,954万4千円

地方交付税や地方譲与税などがあげられます。

▼特定財源
使い道が特定されているお金をいいます。依存財源の国庫支出金・都支出金・自主財源の使用料や手数料などがあげられます。

2. 一般会計・歳出（支出）
一年間に払う予定のすべてのお金です。性質別と目的別に分けられます。地方自治体の財源体質を分析するうえでの重要なポイントです。

(1) 性質別の分類
▼義務的経費
支出が義務づけられ、任意に削減が難しい経費。この割り合いが高いと財政構造が硬直しているとされます。人件費、扶助費、公債費があります。

▼投資的経費
道路や公園、学校、公営住宅などの新増築に充てる経費。新島村では、普通建設事業費が該当します。

▼その他経費
義務的経費、投資的経費にあてはまらない経費が7つあります。

(2) 目的別の分類
支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

表4: 基金の種類(村の貯金) 平成30年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	4億1,995万9千円
2. 減債基金	1億9,141万1千円
3. 住民センター図書	297万5千円
4. 公共施設整備	6億1,139万1千円
5. 高齢者福祉対策	2億8,479万7千円
6. 土地開発	2億9,600万5千円
7. ふるさと創生	1億9,199万1千円
8. 庁舎建設	3億3,039万5千円
9. 連絡船建造	1,519万3千円
10. 簡易水道事業	6,557万円
11. 介護給付準備	1,415万1千円
合計	24億2,383万8千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）
村には11種類の「基金」があります。（表4）
基金とは、長期的な視野に立ち、財源が不足したときの支出の増加に備えた積立金。一般家庭の預貯金に当たります。

▼村債（借金）
道路整備など、臨時的に多くの費用を必要とする時に、地方公共団体が国や金融機関から借り入れる資金です。いまそこに住んでいる人と、将来そこに住む人の世代間の不公平を解消することが目的です。返済期間は長期にわたります。一般家庭の借金に当たります。（表5）

みなさんが納めた村民税の額は？
表7のとおりです。

表5：村債残高（村の借金）平成30年度末現在

37億7,313万円

表7：平成30年度にみなさんが納めた村民税

1人あたり	52,557円
1世帯あたり	103,538円
平成30年度の村民税額（調定額）を平成31年4月1日現在の人口と世帯で割った数字です。 人口：2,693人 世帯：1,367世帯	

村の資産は？

土地や建物など5種類。学校や公園、道路のほか役場や支所も含まれます。（表6）

表6：財産の状況

公有財産	土地	19,323,210.55㎡
	建物	55,164.66㎡
有価証券		3,161万円
出資による権利		2億5,561万5千円
貸付金		3億0,364万1千円

歳入（収入）の状況

令和元年度
上半期一般会計歳入
17億8,906万5千円

▼特別会計・歳出（支出）
6億5,517万9千円
で、総額の31・9%を執行
しました。（表11）

▼一般会計・歳出（支出）
12億2,203万6千
円で、昨年度より、3,
707万6千円（3.1%）増
加しています。（表10）

▼一般会計・歳入（収入）
17億8,906万5千
円で、昨年度より、1,
762万3千円（1.0%）減
少しています。（表9）。

令和元年度上半期（4月
～9月）の予算執行状況を
お知らせします。

上半期の予算執行状況

表8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	7,687万9千円	38.5%
固定資産税	9,804万円	49.1%
軽自動車税	1,487万円	7.4%
市町村たばこ税	991万2千円	5.0%
入湯税	9万1千円	0.0%
合計	1億9,979万2千円	100.0%

グラフ1：一般会計の収入割合

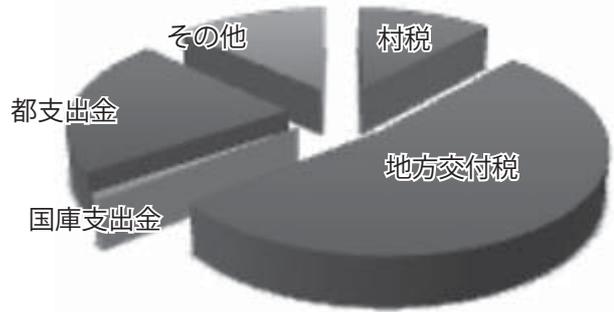


表9：令和元年度一般会計歳入…平成30年度との比較

	令和元年度				平成30年度		
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比	
村税	1億9,979万2千円	11.2%	458万6千円	2.3%	1億9,520万6千円	10.8%	
その他	地方譲与税	489万2千円	0.3%	19万1千円	4.1%	470万1千円	0.3%
	利子割交付金	19万7千円	0.0%	△4万円	△16.9%	23万7千円	0.0%
	配当割交付金	62万1千円	0.0%	4万円	6.9%	58万1千円	0.0%
	株式等譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地方消費税交付金	2,893万1千円	1.6%	△13万5千円	△0.5%	2,906万6千円	1.6%
	自動車取得税交付金	293万円	0.2%	1万8千円	0.6%	291万2千円	0.2%
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	地方特例交付金	180万6千円	0.1%	100万7千円	126.0%	79万9千円	0.0%
交通安全対策特別交付金	55万7千円	0.0%	55万7千円	100.0%	0	0.0%	
地方交付税	9億523万7千円	50.6%	1,093万7千円	1.2%	8億9,430万円	49.5%	
その他	分担金・負担金	798万9千円	0.4%	150万8千円	23.3%	648万1千円	0.4%
	使用料・手数料	2,671万7千円	1.5%	112万3千円	4.4%	2,559万4千円	1.4%
国庫支出金	1,639万4千円	0.9%	△71万9千円	△4.2%	1,711万3千円	1.0%	
都支出金	4億1,301万5千円	23.1%	3,863万9千円	10.3%	3億7,437万6千円	20.7%	
その他	財産収入	1,582万4千円	0.9%	517万2千円	48.6%	1,065万2千円	0.6%
	寄付金	32万5千円	0.0%	12万5千円	62.5%	20万円	0.0%
	繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	繰越金	1億3,554万円	7.6%	△7,582万6千円	△35.9%	2億1,136万6千円	11.7%
	諸収入	2,829万8千円	1.6%	△480万6千円	△14.5%	3,310万4千円	1.8%
	村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	17億8,906万5千円	100.0%	△1,762万3千円	△1.0%	18億668万8千円	100.0%

表9・表10の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税（自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進地域福祉の充実など。
- 自動車取得税交付金
自動車取得税の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

令和元年度 上半期の一般会計歳出 12億2,203万6千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……令和元年度と平成30年度の比較

	令和元年度					平成30年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,831万9千円	2.3%	52.7%	111万2千円	4.1%	2,720万7千円	2.3%
総務費	2億6,062万8千円	21.3%	33.0%	311万2千円	1.2%	2億5,751万6千円	21.7%
民生費	1億6,243万4千円	13.3%	18.0%	790万2千円	5.1%	1億5,453万2千円	13.1%
衛生費	7,709万9千円	6.3%	28.5%	△1,625万5千円	△17.4%	9,335万4千円	7.9%
労働費	1,495万2千円	1.2%	42.1%	△41万3千円	△2.7%	1,536万5千円	1.3%
農林水産費	1億2,885万3千円	10.6%	40.0%	△2,431万1千円	△15.9%	1億5,316万4千円	12.9%
商工費	1億1,376万6千円	9.3%	37.8%	382万2千円	3.5%	1億994万4千円	9.3%
土木費	1億2,674万7千円	10.4%	21.7%	1,978万6千円	18.5%	1億696万1千円	9.0%
消防費	7,961万5千円	6.5%	19.3%	4,729万8千円	146.4%	3,231万7千円	2.7%
教育費	1億0,429万6千円	8.5%	31.5%	△1,572万2千円	△13.1%	1億2,001万8千円	10.1%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1億2,532万7千円	10.3%	48.4%	1,074万5千円	9.4%	1億1,458万2千円	9.7%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	12億2,203万6千円	100.0%	28.6%	3,707万6千円	3.1%	11億8,496万円	100.0%

令和元年度 上半期の特別会計歳出 5億5,725万7千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	7,327万2千円	707万円	9.6%	2,666万1千円	36.4%
簡易水道事業	1億0,822万円	3,014万8千円	27.9%	4,015万9千円	37.1%
と畜場事業	1万7千円	0	0.0%	0	0.0%
国民健康保険診療所	4億4,087万7千円	6,659万7千円	15.1%	1億6,164万5千円	36.7%
国民健康保険事業	6億2,579万8千円	1億4,983万3千円	23.9%	1億6,071万円	25.7%
後期高齢者医療事業	8,712万7千円	1,585万5千円	18.2%	2,744万6千円	31.5%
下水道事業	2億6,359万4千円	1,334万2千円	5.1%	4,876万9千円	18.5%
温泉口ツジ事業	1,850万7千円	683万7千円	36.9%	570万5千円	30.8%
介護保険事業	4億3,630万3千円	1億5,394万8千円	35.3%	1億8,408万4千円	42.2%
災害援護資金貸付事業	188万5千円	207万7千円	110.2%	0	0.0%
合計	20億5,560万円	4億4,570万7千円	21.7%	6億5,517万9千円	31.9%

■ 使用料・手数料
 公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
 ■ 財産収入
 土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
 ■ 繰入金
 特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
 ■ 繰越金
 前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
 ■ 諸収入
 預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
 ■ 議会費
 議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
 ■ 総務費
 庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
 ■ 民生費
 高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
 ■ 衛生費
 健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
 ■ 労働費
 労働者の支援にかかる経費。
 ■ 土木費
 道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
 ■ 消防費
 消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
 ■ 教育費
 小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成30年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

▼『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえて財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

- ①実質赤字比率
一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。
- ②連結実質赤字比率
村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。
- ③実質公債費比率
1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済

④将来負担比率
一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三セクターはありません。したがって、も含まれます。

新島村の決算様式	一般会計	①実質赤字比率	④将来負担比率
	連絡船事業		
	温泉ロッジ事業		
	災害援護資金貸付事業	②連結実質赤字比率	
	特別会計		
	公営事業会計		
	国民健康保険診療所		
	国民健康保険事業		
	介護保険事業		
	後期高齢者医療事業		
簡易水道事業	③実質公債費比率		
と畜場事業			
下水道事業			
新島村が加入の組織	資金不足比率		
一部事務組合			
東京都市町村総合事務組合			
東京都市町村退職手当組合			
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合			
東京都後期高齢者広域連合			
地方公社・第三セクター	…※新島村は対象外		

この部分は含まれません。
▼早期健全化団体・財政再生団体の基準
①④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。
▼早期健全化団体・財政再生団体とは？
会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手前が「早期健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。
▼早期健全化団体・財政再生

表1…平成30年度 財政健全化判断比率の状況

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費率	④ 将来負担比率
新島村の状況	—	—	6.8%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	30.0%	35.0%	—

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

生団体になるとどうなる？
国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生活にも大きな影響を及ぼします。
▼判断基準値からみる新島村の財政状況
新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生

表2…平成30年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
	簡易水道事業会計	—
	と畜場事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。
※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

団体に指定されることはありません。(表1、表2)
実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。
実質公債費比率は6.8%となっています。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。
これからもより良い予算づくりで、将来に負担をかけるない堅実な財政運営につとめます。
【問い合わせ】
企画財政課財政係
☎(5)0204内線202

年末・年始の公共施設などの休業案内

…利用可能日 ×…休業日

役場の正月休み…12月28日(土)～新年1月5日(日)

- ▶ 休み期間中も職員が役場に常駐しています。
 - ▶ 役場が休み期間中も営業する施設があります。
- 電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

- ▶ 緊急通報……固定電話から局番無し 119
- ▶ 急な病気やけが
本村診療所……(5) 0083
式根島診療所……(7) 0019
- ▶ その他の問い合わせ
新島村役場……(5) 0240
式根島支所……(7) 0004

	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)	
本村地区	新島村役場		×	×	×	×	×	×	×	×			
	本村診療所		×	×	×	×	×	×	×	×			
	住民センター			×	×	×	×	×					
	住民センター図書室			×	×	×	×	×					
	さわやか健康センター		×	×	×	×	×	×	×	×			
	さわやか健康センタースポーツルーム	～17:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	～17:00	
	青葉会館		×	×	×	×	×	×	×	×			
	勤労福祉会館 ☎(5) 0504		×	×	×	×	×	×	×				
	新島村博物館 ☎(5) 7070			×	×	×	×	×	×			×	
	ふれあい農園		×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	まました温泉 ☎(5) 0830												
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830												
	温泉ロッジ ☎(5) 1199												
	湯の浜露天温泉												
	ガラスアートセンター			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	ガラスアートミュージアム			×	×	×	×	×	×	×			×
	スポーツ広場キャンプ場			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	新島村製氷貯氷冷凍冷蔵施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×		
クリエートセンター		×	×	×	×	×	×	×	×	×			
自治会連合会館		×	×	×	×	×	×	×	×	×			
若郷地区	若郷支所		×	×	×	×	×	×	×	×			
	若郷診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	若郷会館		×	×	×	×	×	×					
式根島地区	式根島支所		×	×	×	×	×	×	×	×			
	式根島診療所		×	×	×	×	×	×	×	×			
	式根島開発総合センター			×	×	×	×	×					
	温泉・雅湯	無休ですが、台風による被害から復旧していない可能性あり。											
	温泉・憩いの家 ☎(7) 0576				15:00～	15:00～	×	15:00～	15:00～				
	スポーツ広場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
式根島福祉センター		×	×	×	×	×	×	×	×	×			
式根島養殖場			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
交通・放送	連絡船にしき ☎(7) 0825												
	ふれあいバス					×							
	定時放送(午後6:20)		×	×	×	×	×	×	×	×			
ごみ施設・収集	新島ごみ焼却場				AMまで	×	×	×	×				
	阿土山ごみ処分場				AMまで	×	×	×	×		×	×	
	式根島クリーンセンター				AMまで	×	×	×	×				
	神引不燃物処理場				AMまで	×	×	×	×	×	×	×	
	ごみの収集	可燃	×	×	×	×	×	×	×	×	不燃	可燃	

副村長就任のご挨拶

このたび副村長に就任いたしました宮川伊三男です。
新島村の取り組まなくてはならない多くの課題に対して、村長を補佐し、「活力あふれる新島村」を目指し、住民の皆様のお力添えをいただきながら微力ではございますが取り組んでいく覚悟でございます。
どうぞ今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



▲結索訓練の様子



▲火災想定訓練の様子

式根島消防団 秋季訓練

11月5日（火）式根島消防団の秋季訓練が実施されました。午前中はeラーニングについての説明、規律訓練、結索訓練、午後からはポンプ操法と火災想定訓練を二手に分かれて実施し、緊急時にしっかりと対応できるよう備えました。

都民交響楽団新島演奏会



10月26日（土）、旧新島中学校体育館を会場に、都民交響楽団総勢約60名による演奏会が開催されました。島しょ地区ではなかなか聞くことができない生の演奏に多くの住民の方が来場され、迫力ある演奏を楽しみました。



▲高学年による鼓笛隊の演奏

台風の影響で延期となり、10月15日（火）に開催された新島小学校運動会。当日も天候が心配されましたが、途中薄日が差すなど天候も回復して、1年生から6年生まで練習の成果を精一杯出し切りました。



▲100メートル走

新島小学校 運動会

第31回商工まつり大抽選会

台風の影響で9月21日の島民まつりと商工まつりが中止となり、商工会は日を改めて10月20日（日）に抽選会を開催しました。

くじ引きによる抽選会では、事前に配布されたうちわに記載された番号に当たりが出たら豪華商品と交換。商工会館1階には一眼レフカメラ、除湿機、圧力鍋、往復航空券などの賞品が並び、抽選の様子はSNSで式根島にも実況されました。



秋の文化講演会 参加者で満席。講演会 & 勾玉づくり体験教室。

11月3日の文化の日、本村・青葉会館で東京都文化財ウィーク2019の一環として、東京都教育庁・大島出張所と東京都埋蔵文化財センターの協力で秋の文化講演会を開催しました。ことしは「海を渡った人びと…考古学からみた新島と式根島」をテーマに、講演会と勾玉づくり体験教室の2部構成。講師は、東京都埋蔵文化財センター研究調査員の佐藤悠登氏。古代の人びとが伊豆諸島に来た理由や足どりなど、新島の田原遺跡や渡浮根遺跡、式根島の吹之江遺跡などの出土品を資料に解説しました。

勾玉づくり体験教室は、かんたんな作り方の説明のあと、見本をもとにけずったりこすったりと、2時間ほどで勾玉をつくりあげました。講演会34人、勾玉づくり教室38人の延べ72人が参加しました。



▲大盛況の講演会



▲勾玉づくりに取り組む参加者



NIIJIMA 3RD SURF X SKATE FESTIVAL

今年で3回目の開催となる新島サーフスケートフェスティバル。11月2日はスケートボードの競技が行われ、競技終了後はプロスケーターによるエキシビションやプロスケーターによるスケートスクールが開催されました。スケートスクールには地元の小中学生が多数参加し、また飲食等の出店もあり羽伏浦が大いに賑わいました。翌日、11月3日は淡井浦海岸にてサーフィンの競技が行われ、悪天候が心配されましたが、競技開始までには天候も回復し、絶好のコンディションの中の開催となりました。競技終了後のプロサーファーによるエキシビションでは、トッププロの演技に会場も大いに盛り上がりしました。



▲スケート競技



▲表彰式の様子



▲スケートスクール後の集合写真

日赤から災害救援用資材

日本赤十字社東京都支部より、災害救援用資材としてテント（大）・テント（小）各1張、室内用テント60張、ストレッチャー1つが配備（新島・式根島）されました。このテントは災害発生時や新島村でのイベント、その他の赤十字活動時に使わせていただきます。

また、日頃から赤十字の活動にご協力をいただいている皆様に、感謝申し上げます。



教育委員会からの お知らせ

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。令和2年度も引き続き行いますので、ご利用ください。貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日(令和2年4月1日)の1ヶ年以上前から、引き続き村内に住所を有する者の子弟であること

【学校の種類】

①国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院(専修課程に限る)

②国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】(月額)

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ①貸付申請書(第1号様式)
 - ②納税証明書
 - ③所得を証明できるもの
 - ④住民票(家族全員の続柄を記載のもの)
 - ⑤在学証明書又は入学許可証
 - ⑥振替口座番号(本人名義)
 - ⑦高校3年生の成績証明書
- または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月2日(月)～4月13日(月)
【返済期間】貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

- ①新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替
- ②役場出納室・各支所または

金融機関から納付書で支払い。
※ご注意 現在、納付書で支払っている方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203 (直通)

令和2年度式根島 生徒の宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】令和2年4月1日～令和3年3月31日

【宿泊条件】

- ①連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。
 - ②次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。
- 【宿泊料】 1泊7千円
【募集締切】令和2年2月末日まで
【申込み・問い合わせ】
教育委員会 ☎(5)0203 (直通)

総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」「台風で家の物が飛んでしまいました。誰かの家にあたって損害

賠償とか請求されるか心配です。」といった相談ごとに関する面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】12月13日(金)
午前10時～午後1時

【相談場所】青葉会館1階

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局事業・研修課 ☎03(33353)9191
平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

第24回くらしの法律税金 相談会・災害支援相談会

台風による災害につきまして、心よりお見舞い申し上げます。弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士など法律関係者が相談会を開催します。

法律、相続、登記、土地、税金のことなど、どんなご相談でも結構です。「屋根が飛んでしまいお隣の家を傷つけてしまった。」など、災害に遭われた方のご相談もお受けいたします。また、災害により、住宅等に損害を受けた場合には所得税や住民税が軽減される措置があります。確定申告が必要なので、この機会に税理士にご相談ください。当日の相談は無料です。ご予約

約や出張相談も承ります。

▼式根島地区 12月14日(土)
午後0時～午後5時

【場所】開発総合センター二階

▼新島地区 12月15日(日)
午前9時～午後2時

【場所】青葉会館一階

【問い合わせ】NPO法人司法過疎サポートネットワーク ☎03(5919)3530

島しょ振興公社補助事業

令和元年度 地域振興に係る補助事業

【募集期間】
令和元年12月2日(月)～12月20日(金)

【対象事業】

地域振興に係る特産品に関する事業・地域振興に係る観光振興に関する事業・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業。その他地域振興にかかわる事業(地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業。インバウンドにおける地域振興に係る事業。地域振興に係るブランド化や高付加価値化に資する事業)。

【事業期間】

令和元年12月2日～

令和2年11月30日

【対象団体】

①概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等(地方公共団体は除く)

産業観光課からのお知らせ

令和元年度災害復旧資金 について

令和元年台風15号・19号により直接の被害を受けた中小企業者等に対し、事業の復旧に要する資金を融資することにより、事業の再建及び経営の安定に資することを目的とした制度です。融資額の金利については東京都と新島村が負担することで事業者の負担を軽減します。

【受付期間】令和元年11月1日～令和2年3月31日まで

融資条件など詳しくは、新島村商工会又は七島信用組合へお問い合わせください。

▼感染予防の為、このような放牧養豚が消えてゆく傾向にある



国立研究開発法人農研機構
西日本農業研究センター
江口 祐輔



に見舞われる不潔な病気と子供の頃に思っていました。農林水産省の決定により、豚コレラのワクチンを豚に接種することが可能となりました。30年近く中止されていたワクチン接種の再開です。私はこの決定を歓迎しますが、「コレラ」という言葉のイメージから、豚コレラワクチンを接種した豚肉が清潔でないと感じられて風評被害に会うのではないかと少々心配です。昔は、「豚コレラ」は一般にはほとんど認知されず、ブタに豚コレラワクチンが接種されていることを消費者が知ることでもありませんでした。隠していたわけではなく、食品としての問題はないため、マスコミに取り上げられることもなく、一般消費者の興味も向かないなかで、粛々と行われてきました。ところが、今回の問題で「豚コレラ」は日本中の消費者に知れ渡ることとなりました。豚コレラと人のコレラが混同され、間違った情報がSNSなどで拡散されないことを祈ります。

豚コレラは英語では Swine Fever と言います。そのまま「スワインフィーバー」か、直訳して「ブタ熱」に改名すれば良いと思うのですが。

野生動物と人との関係を考える

産業観光課農林係
TEL 5-0284 (直通)



新島被害対策コラム第9回（豚コレラについてのつづき）

人に感染するコレラと豚コレラは全く別の疾病です。人のコレラはコレラ菌によって発症しますが、豚コレラは菌ではなくウイルスで発症します。人に感染することはありません。みなさんが持つ「人のコレラ」のイメージはどのようなものでしょうか。私は、途上国の不衛生な環境の水を飲んでお腹を壊し、ひどい下痢

さわやか健康センターだより

さわやか健康センター
子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857
メールアドレス
さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

★育児学級

申し込みは不要です。で、当日汚れてもいい服装でお越しください。

【新島地区】

日時：12月12日（木）
午前10時～11時

場所：さわやか健康センター（30分前から受付を行います。）

内容：0歳児は、ふれあい遊び。1～3歳児は、新聞遊び。

【式根島地区】

日時：12月17日（火）
午前9時30分～10時30分

場所：式根島保育園
内容：外遊び

【対象】 保育園入園前のお子さんとその保護者、地域の方
【持ち物】 母子健康手帳、おむつ、飲み物、タオルなど

★定期予防接種の申込み締切りについて

予防接種実施日は【本村】令和2年1月8日（水）、【式根島】令和2年1月9日（木）です。ともに、電話・ワクチンスケジューリングシステムの締切りは令和元年12月27日（金）までです。

特定健診で特定保健指導に該当した方へ

特定保健指導は、治療や服薬になる前の段階で、生活習慣を見直し、将来的に心臓病や脳卒中の発症を防ぐ事が目的です。自覚症状はないかもしれませんが、病気になる前に、食事や運動について振り返ってみませんか？

【特定保健指導の診断基準】

腹囲が男性85cm、女性90cm以上あり、かつ1～3のうち1項目以上該当した方。

1. 血圧 収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
2. 血糖 空腹時血糖100mg/dl以上、またはHbA1c 5.6%以上
3. 脂質 HDLコレステロール40mg/dl未満、または中性脂肪150mg/dl以上
4. 喫煙 タバコを吸う習慣がある

特定保健指導「積極的支援」「動機付け支援」の対象となる方

- 上記の判定に加え、体格指数（BMI）が25以上の方
- 40歳から74歳の方
- 国民健康保険に加入している方
- 企業健診を受けた方（案内は届きませんので、希望者は健康センターに申し込み下さい）

「動機付け支援」・・・「動脈硬化予防教室（仮）」を実施します

（1回目：新島1月15日（水）19時、式根島1月29日（水）午前中予定）

「積極的支援」・・・動機付け支援に加えて、6ヶ月間継続して支援を行います。

また、現在服薬など治療を行っている方は今回の特定保健指導の対象となりません。今後も医療機関にて、よく診て頂いて下さい。その他、健康センターでは健診結果の相談も行っております。

詳しくは、さわやか健康センターへお問い合わせ下さい。

12月の主な行事予定

11月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

広報にいま十二月号

日	月	火	水	木	金	土
1 ■冬季夜警始式 18:00～ 役場正面玄関 ■式根島消防団冬季 夜警始式開始(2月 末まで) 燃えないごみ 燃えるごみ	2 ★健診結果個別相談 (式根島) 13:00～14:30 式根島開発総合センター ■新島消防団冬季夜 警始式開始(2月末 まで) 燃えるごみ	3 ★乳幼児健診(新島) 13:30～15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター 資源 燃えるごみ	4 ★定期予防接種(新島) 受付:15:00～16:00 本村診療所 資源	5 ■第4回新島村議会 定例会 10:00～ 議会議事堂 ★乳幼児健診(式根島) 13:00～14:30 式根島開発総合センター ★定期予防接種(式根島) 受付:15:00～15:30 式根島診療所 資源 燃えるごみ	6 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島開発総合センター 燃えるごみ	
8 燃えるごみ	9 燃えるごみ	10 ★若返り体操教室 13:30～15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター 燃えるごみ	11 資源	12 ★離乳食教室 9:15～10:15 式根島開発総合センター ★育児学級(本村) 10:00～11:00 さわやか健康センター 資源 燃えるごみ	13 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター 燃えるごみ	14 資源
15 燃えないごみ	16 燃えるごみ	17 ★育児学級(式根島) 9:30～10:30 式根島開発総合センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター 燃えるごみ	18 ★定期予防接種(新島) 受付:15:00～16:00 本村診療所 資源	19 資源 燃えるごみ	20 ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島開発総合センター ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター 燃えるごみ	21 資源
22 燃えるごみ	23 燃えるごみ	24 燃えるごみ	25 ■管内小中学校終業式 資源	26 資源 燃えるごみ	27 燃えるごみ	28 ※最終処分場臨時開場 燃えるごみ
29 燃えるごみ	30 ※各ごみ処理施設の 営業は正午まで。 燃えるごみ	31 ※31日～1月3日: ごみの収集、各ごみ 処理施設はお休み。 燃えるごみ	■今月は、 固定資産税の 納付月です。			

収集: 燃えるごみ 燃えないごみ 資源 施設: 式根島クリーンセンター 新島村清掃センター 神引処分場 阿土山処分場
★ごみはルールを守り出してください。 家庭ごみについての問い合わせ 民生課民生係 5-0243 内線108

編集・発行 新島村役場 企画財政課 企画調整室
〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号